

市第70号議案

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正する
条例

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年 3 月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「知的障害者生活介護型施設（）」の次に「次条第 2 項を除き、」を加える。

第 2 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 横浜市つたのは学園は、前項に定めるもののほか、法第77条第 3 項の規定に基づき、居宅においてその介護を行う者の疾病、就労その他の理由により、一時的な施設の利用（宿泊を伴わないものに限る。）を必要とする知的障害者に必要な介護その他の便宜の供与（以下「日中一時支援」という。）を行う。

第 6 条第 1 項第 2 号中「又は第 2 項」を「から第 3 項まで」に改める。

第 9 条第 1 項中「生活介護又は」を「生活介護若しくは」に改め

、「実費相当額」の次に「又は日中一時支援に係る通常要する費用につき市長が定める基準により算定した額及び食事の提供等に係る実費相当額を基準として市長が定める額」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市つたのは学園において日中一時支援を実施する等のため、横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設置）

第1条 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。）に対し、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）その他の福祉サービスを提供し、もって知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者生活介護型施設（次条第2項を除き、以下「施設」という。）を設置する。

（第2項省略）

（事業）

第2条 （第1項省略）

2 横浜市つたのは学園は、前項に定めるもののほか、法第77条第3項の規定に基づき、居宅においてその介護を行う者の疾病、就労その他の理由により、一時的な施設の利用（宿泊を伴わないものに限る。）を必要とする知的障害者に必要な介護その他の便宜の供与（以下「日中一時支援」という。）を行う。

$\frac{3}{2}$ 横浜市中心みどり園は、第1項前項に定めるもののほか、法第5条第13項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を行う

。

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

$\frac{5}{4}$ 前各項の事業は、知的障害者を対象として行うものとする。

（指定管理者の指定等）

第6条 次に掲げる横浜市つたのは学園及び横浜市中心みどり園（以下「横浜市つたのは学園等」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第1号省略）

(2) 第2条第1項 から第3項まで 又は第2項 に規定する事業の実施に関すること。

（第3号、第4号及び第2項から第5項まで省略）

（利用料金）

第9条 横浜市つたのは学園又は横浜市中心みどり園を利用する者（知的障害者福祉法第15条の4の規定により利用する者を除く。）は、指定管理者に対し、法第29条第3項の規定により定められた 生活介護若しくは自立訓練に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額 又は日中一時支援に係る通常要する費用につき市長が定める基準により算定した額及び食事の提供等に係る実費相当額を基準として市長が定める額 の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第2項省略）